

あきる野市子ども・子育て支援事業計画

【骨子案】

平成 26 年 3 月

あきる野市

目次体系案（基本的な構成は、あきる野市次世代育成支援行動計画後期計画参考）

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格、位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な考え方
- 3 計画の基本目標

第3章 あきる野市の子育ての現状

- 1 人口の推移
 - (1) 総人口に占める子どもの人口の推移
 - (2) 0～5歳の年齢階級別人口の推移
 - (3) 6～11歳の年齢階級別人口の推移
- 2 人口の推計
- 3 世帯
- 4 結婚・出産等
- 5 就労状況
- 6 幼稚園・保育園等の状況
 - (1) 0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移
 - (2) 0～2歳、3～5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移
 - (3) 年齢ごとの保育園入所者数の推移
 - (4) 年齢ごとの幼稚園入園数の推移
 - (5) 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移
- 7 あきる野市の保育所・学童クラブの待機児童の推移
 - (1) 年齢別保育所の待機児童の推移
 - (2) 学童クラブ待機児童者数の推移
- 8 主な子育て支援サービス事業の状況
- 9 アンケート調査結果の概要
 - (1) 調査の目的
 - (2) 実施概要
 - (3) 結果概要

第4章 計画の基本的事項

- 1 教育・保育の提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育
- 3 地域子ども・子育て支援事業
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

第5章 計画のその他の事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗状況の管理

- 第1章～第3章は総論部分に該当
- 第4章は必須記載事項を中心の構成を想定しています。
- 第5章は任意記載事項と次世代後期計画からの引き継ぎ施策を中心に構成することを想定しています。
- 第6章は計画の推進や進捗管理手法についてを掲載します。

目次（案）

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格、位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1 基本理念.....	2
2 基本的な考え方.....	2
3 計画の基本目標.....	2
第3章 あきる野市の子育ての現状	4
1 人口の推移.....	4
（1）総人口に占める子どもの人口の推移.....	4
（2）0－5歳の年齢階級別人口の推移.....	4
（3）6－11歳の年齢階級別人口の推移.....	5
2 人口の推計.....	5
（1）総人口に占める子どもの人口の推計.....	5
（2）0－5歳の年齢階級別人口の推移.....	6
（3）6－11歳の年齢階級別人口の推移.....	6
3 世帯.....	7
（1）子どものいる世帯の推移.....	7
4 結婚・出産等.....	7
（1）結婚の推移.....	7
（2）出生数の推移.....	8
5 就労状況.....	8
（1）女性の労働力率の推移.....	8
（2）女性の労働力率の比較（国・都との比較）.....	9
6 あきる野市の幼稚園・保育所等の状況.....	9
（1）0－5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移.....	9
（2）年齢ごとの保育所入所者数の推移.....	10
（3）0－2歳、3－5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移.....	10
（4）年齢ごとの幼稚園入園数の推移.....	11
（5）幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移.....	11
7 あきる野市の保育所・学童クラブの待機児童数の推移.....	12
（1）年齢別保育所の待機児童数の推移.....	12
（2）学童クラブ待機児童者数の推移.....	12
8 主な子育て支援サービス事業の状況.....	13
9 アンケート調査結果の概要.....	14
（1）調査の目的.....	14
（2）実施概要.....	14
（3）結果概要.....	15

第4章 計画の基本的事項	24
1 教育・保育の提供区域の設定.....	24
2 幼児期の学校教育・保育.....	25
(1) 前提となる事項.....	25
(2) 需要量の見込み.....	26
(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期.....	26
3 地域子ども・子育て支援事業.....	27
(1) 利用者支援に関する事業.....	27
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	27
(3) 学童クラブ.....	28
(4) 子育て短期支援事業.....	28
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	29
(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業.....	29
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	30
(8) 一時預かり事業.....	30
(9) 病時・病後児保育事業.....	31
(10) ファミリー・サポート・センター事業.....	32
(11) 妊婦健診.....	32
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.....	32
第5章 計画のその他の事項	33
任意の記載事項.....	33
第6章 計画の推進	34
1 計画の推進体制.....	34
2 進捗状況の管理.....	34

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

これまでの少子化対策では、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」、「子どもを生きやすい・育てやすい環境づくり」という、子どもを生き育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。

しかしながら、少子化は急速に進行し、さらなる核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により祖父母や近隣の住民等から子育てに対する、支援や協力を得ることが依然として困難な状況となっています。

このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

平成27年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本市では、「あきる野市次世代育成支援行動計画」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

その中でも、保育所及び学童クラブの受け入れ拡充を推進してきましたが、人口構造や教育・保育施設等の資源の状況が地域によって大きくことなるため、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域ごとの特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が改めて重要となってきています。

これらの状況を踏まえ本計画は、市民・地域・企業・市が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

2 計画の性格、位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づき、同法第77条の規定により設置している「あきる野市子ども・子育て会議」による委員の意見を聴取して策定していきます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から、平成31年度（2019年度）までの5か年とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方については、あきる野市の最上位計画である、あきる野市総合計画「ヒューマン・グリーンあきる野」及び「あきる野市次世代育成支援行動計画」を踏まえ策定していきます。

1 基本理念

2 基本的な考え方

3 計画の基本目標

【参考1】あきる野市総合計画 基本構想及び後期基本計画

1 施策の大綱

●笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

これからのあきる野市を担う子どもたちが、心身共に健康で、人間性豊かな市民として成長できるような学校づくり、地域づくりを推進するとともに、誰もが生涯を通じて生きがいを持って心豊かに暮らすことができる生涯学習社会づくりを推進し、生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざします。

2 施策の方向

1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

【主な施策】

- ・次世代育成支援行動計画の推進
- ・子育てひろば事業の推進
- ・児童館の整備と事業内容の充実
- ・保育園の待機児童の解消
- ・延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の充実
- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実

2 親と子どもの教育環境づくり

3 要保護児童への対応の充実

【主な施策】

- ・児童虐待防止等支援機関との連携強化

4 子育てを支援する生活環境の整備

【主な施策】

- ・防犯活動の推進

【参考2】あきる野市次世代育成支援行動計画

1 基本理念

市民・事業者・行政が協働して、市民一人ひとりの状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、すべての市民が安心して暮らすことができる生活環境を創っていきます。また、市民自らが積極的に地域社会に参加し、誰もが生きがいを持ちながら、笑顔あふれる生活をおくることのできる保健福祉都市をめざします。

2 基本的な考え方

1 子ども本人の人間性を尊重します

わが国は、児童の権利に関する条約の締結国として、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが求められています。このような中で、子育て支援サービス等を受ける主体は子ども自身である、という視点に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重します。

また、子どもは、次代の親であるとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野から健全育成に取り組みます。

2 すべての子どもと家庭を支援します

子育てと仕事の両立を支援するだけでなく、子育ての孤立化といった問題等も踏まえ、広くすべての子どもと家庭へ支援するという視点に立った施策を推進します。

3 地域全体による子育て支援への参加を促進します

子育てについて第一義的責任をもっているのは父母その他の保護者になりますが、同時に子どもは次代の地域を支える重要な一員であるという視点に立って、地域住民、企業、行政を含めた地域全体が協力し、様々な担い手の下で地域の社会資源を十分に活用した対策を進めます。特に、子育ては、男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを推進します。

4 多様なサービスニーズに対応します

核家族化や都市化の進行等による社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応していくとともに、利用者が安心してサービスを利用できるように、サービスの質を確保します。

3 目標

子どもたちがのびのび育ち 楽しく子育てができる環境をめざして

子育てについての第一義的責任を有する父母その他保護者を十分に支援しつつ、地域全体が子育てに参加することにより、次代のあきる野市の担い手である子どもが心身ともに健やかに育つまちをめざします。

第3章 あきる野市の子育ての現状

1 人口の推移

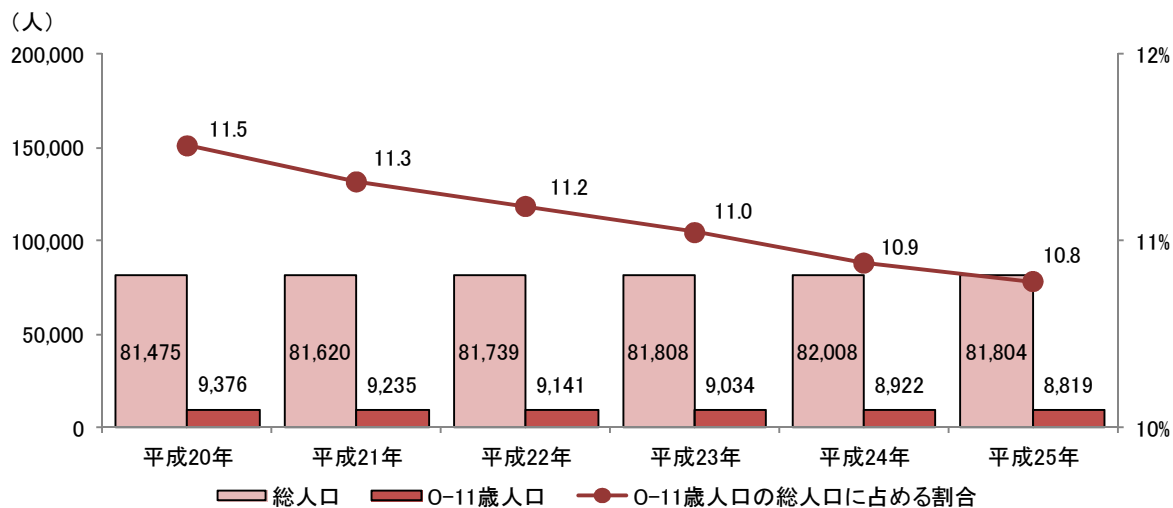
(1) 総人口に占める子どもの人口の推移

総人口に占める0-11歳の子どもの人口は減少しています。

平成20年以降、総人口は増加傾向にありますが、0-11歳人口は減少傾向にあり、平成24年に9千人を下回っており、平成25年4月1日現在では8,819人となっています。

また、総人口に占める0-11歳人口の割合も減少しており、平成25年で10.8%となっています。

■総人口に占める0-11歳人口の推移と割合(各年4月1日)

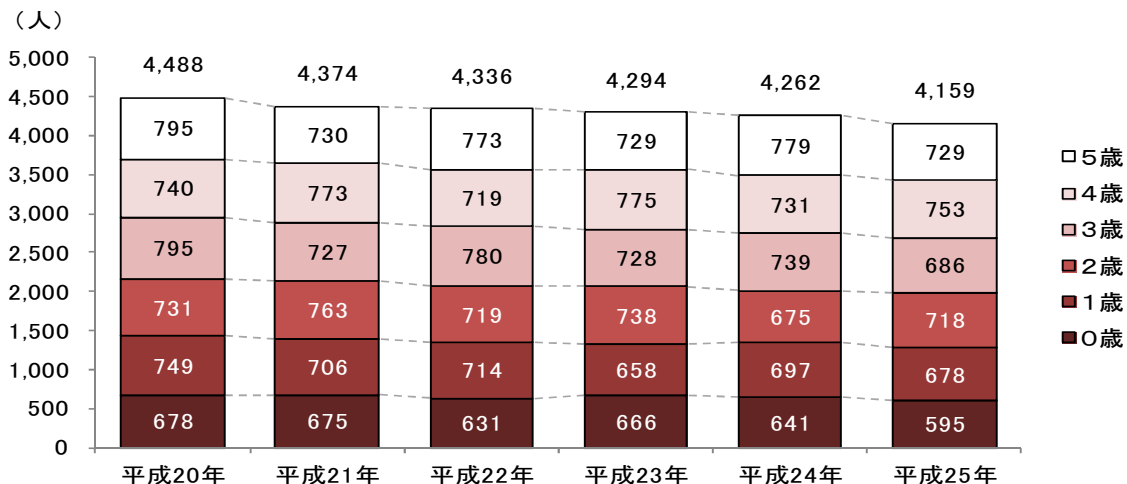


(2) 0-5歳の年齢階級別人口の推移

0-5歳の子どもの人口は減少しています。

0-5歳人口の推移をみると、各年齢階級において減少傾向となっています。

■0-5歳人口の推移(各年4月1日)



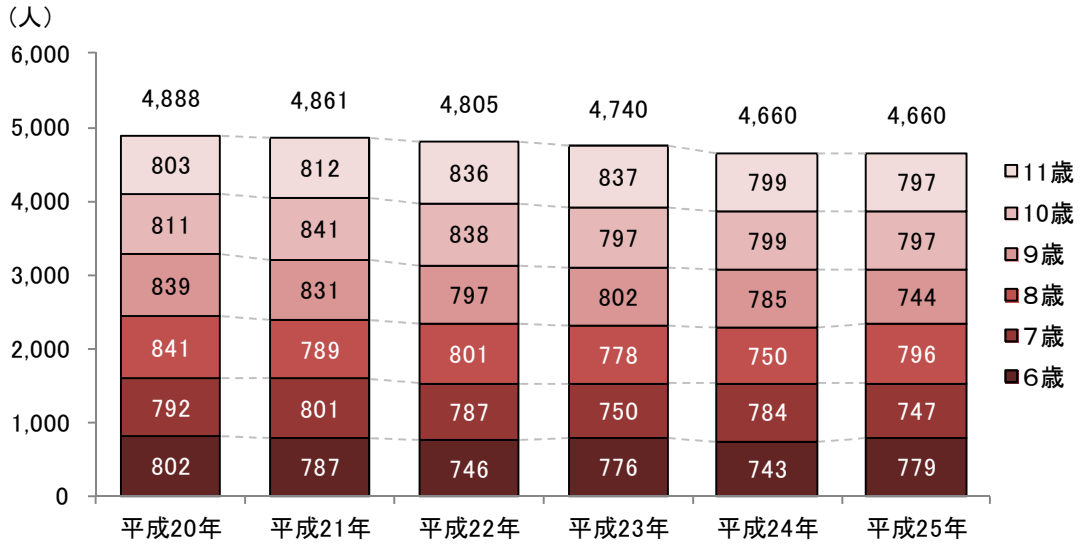
資料：あきる野市住民基本台帳

(3) 6-11歳の年齢階級別人口の推移

6-11歳の子ども的人口は減少しています。

6-11歳人口の推移をみると、各年齢階級において減少傾向となっています。

■6-11歳人口の推移(各年4月1日)



資料：あきる野市住民基本台帳

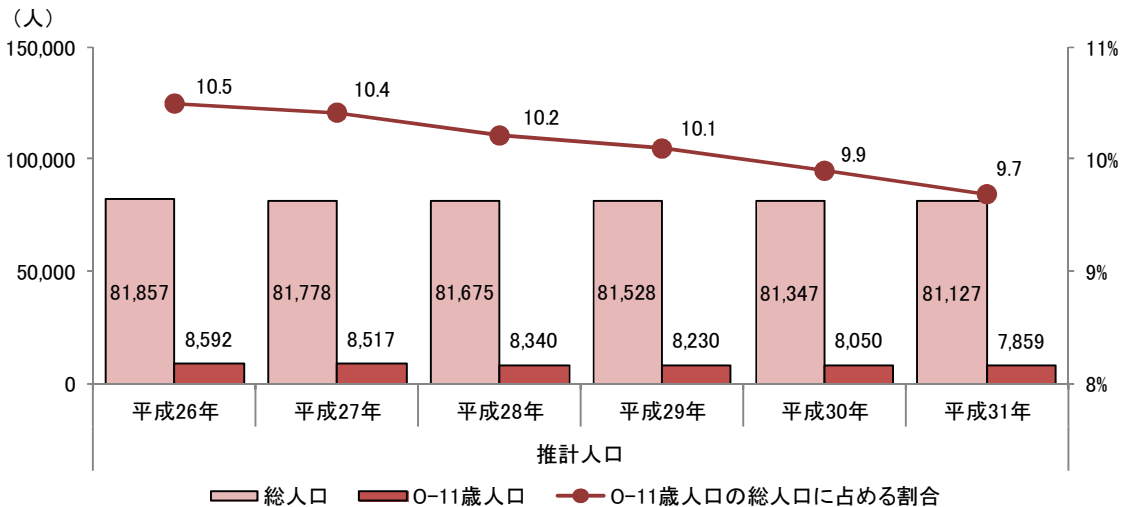
2 人口の推計

(1) 総人口に占める子ども人口の推計

総人口に占める0-11歳の子ども人口は減少していくことが見込まれます。

平成26年以降、総人口に占める0-11歳人口割合は減少を続け、平成30年で10%を下回ることが見込まれます。

■総人口に占める0-11歳人口の推移と割合(各年10月1日の推計)



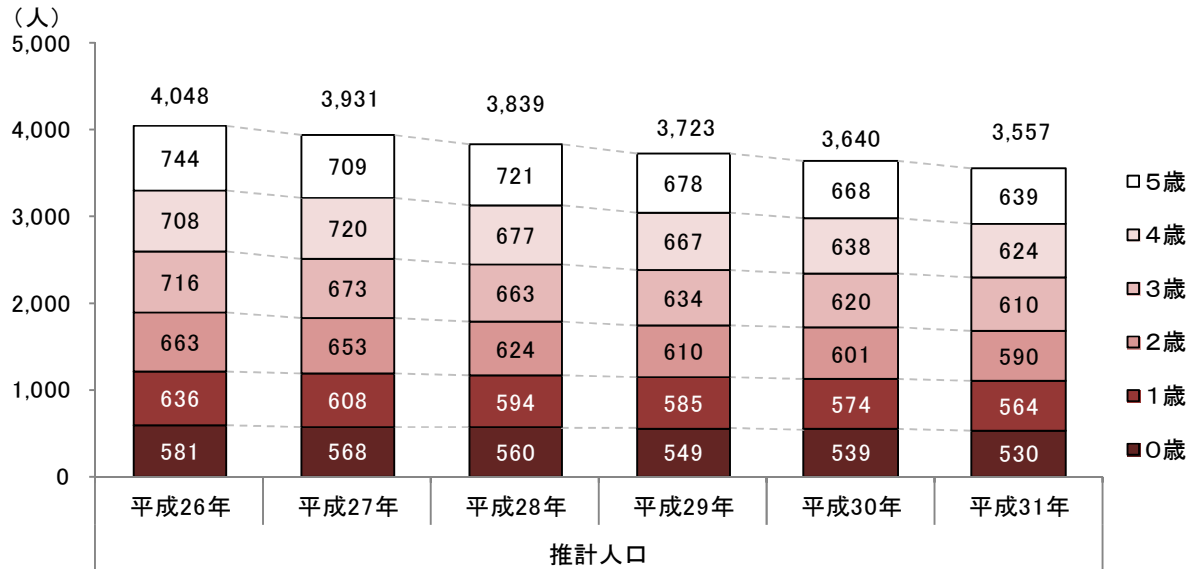
資料：あきる野市将来人口推計

(2) 0-5歳の年齢階級別人口の推移

0-5歳の子ども的人口はすべての年齢階級で減少が見込まれます

0-5歳人口の推計をみると、平成27年で4千人を切り、計画最終年度にあたる平成31年には平成26年から491人減少し3,557人になることが見込まれます。

■0-5歳人口の推計(各年10月1日の推計)



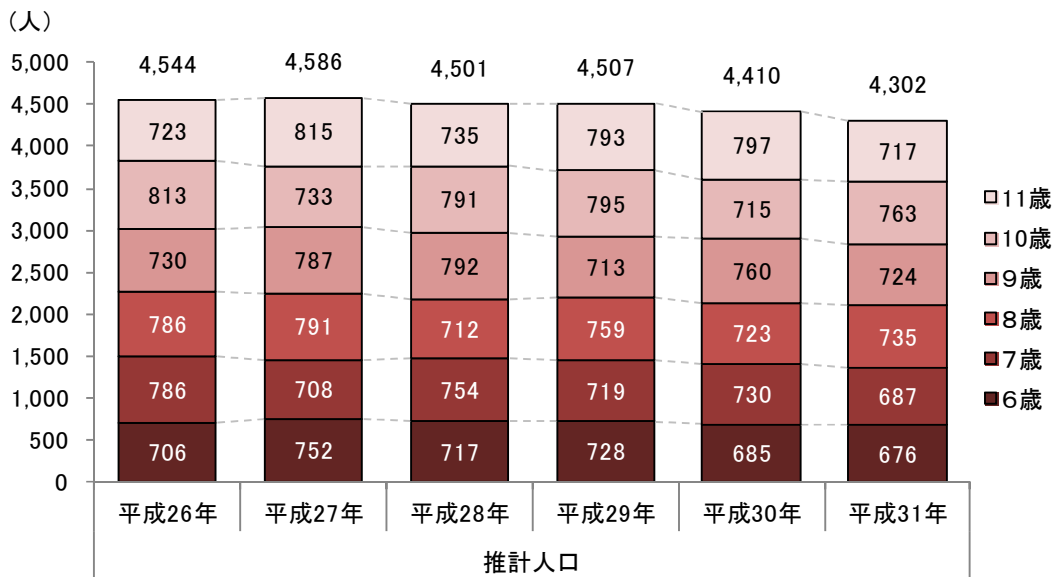
資料：あきる野市将来人口推計

(3) 6-11歳の年齢階級別人口の推移

6-11歳の子ども的人口はすべての年齢階級で減少が見込まれます

6-11歳人口の推計をみると、平成26年以降、ゆるやかに減少していくことが見込まれ、計画最終年度にあたる平成31年には4,302人になることが見込まれます。

■6-11歳人口の推移(各年10月1日の推計)



資料：あきる野市将来人口推計

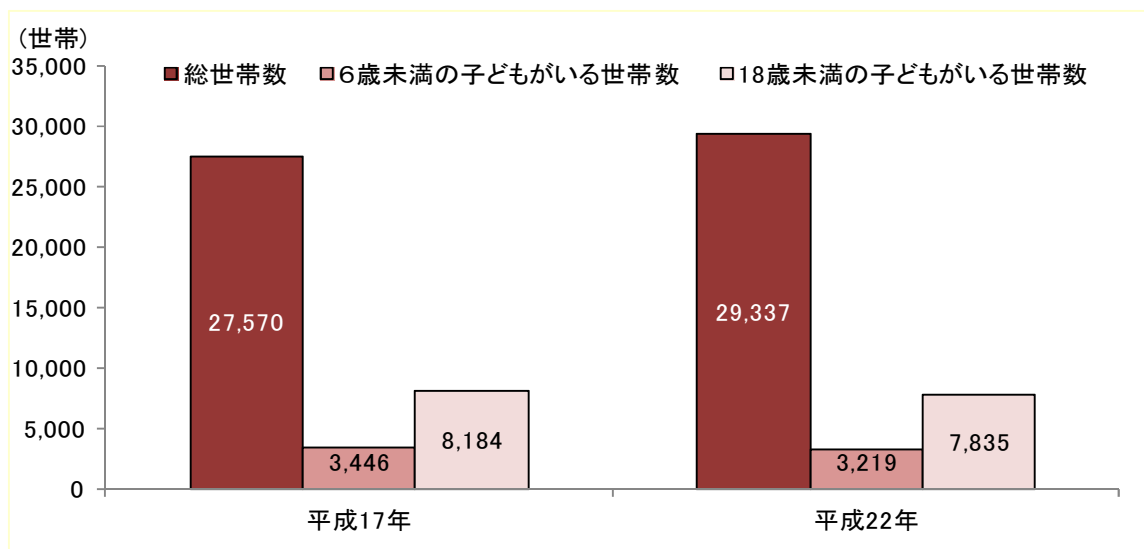
3 世帯

(1) 子どものいる世帯の推移

子どものいる世帯は減少しています。

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数は増加していますが、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに減少しています。

■あきる野市の子どもがいる世帯



資料：国勢調査（平成17年、22年）

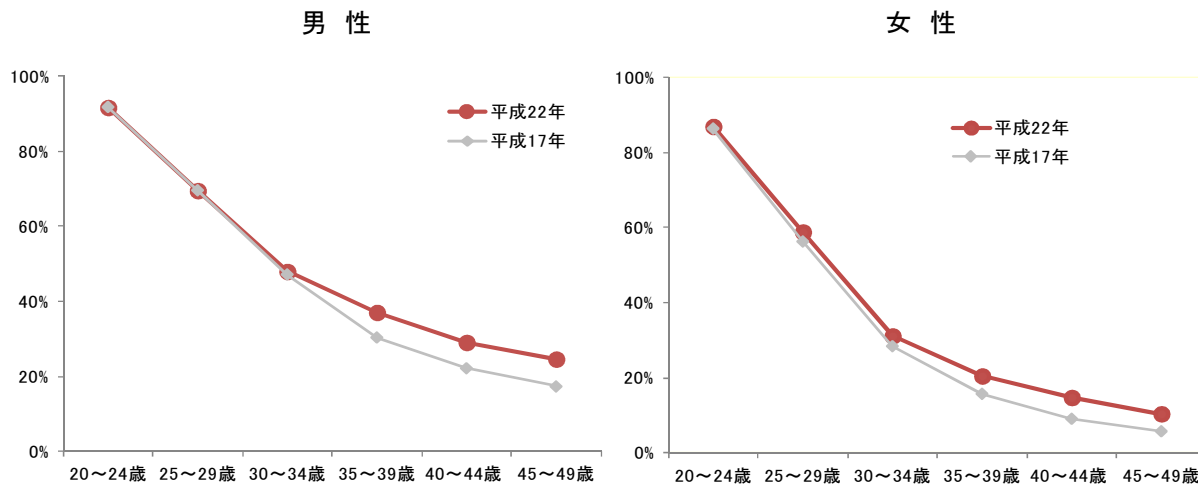
4 結婚・出産等

(1) 結婚の推移

男女ともに30代以上の未婚率が上昇しています。

あきる野市の男女の未婚率の推移についてみると、男女ともに30代以上の未婚率が平成17年より平成22年の方が上昇しています。

■あきる野市の未婚率の推移



資料：国勢調査（平成17年、22年）

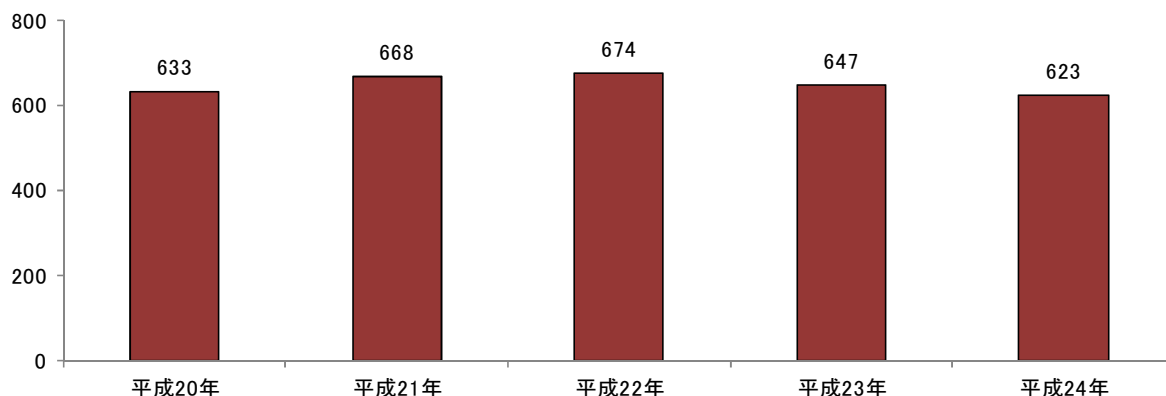
(2) 出生数の推移

出生数は減少傾向です。

あきる野市の出生数は、年によって増減はあるものの、平成 23 年以降は減少しています。

■あきる野市の出生数の推移

(人)



資料：人口動態統計

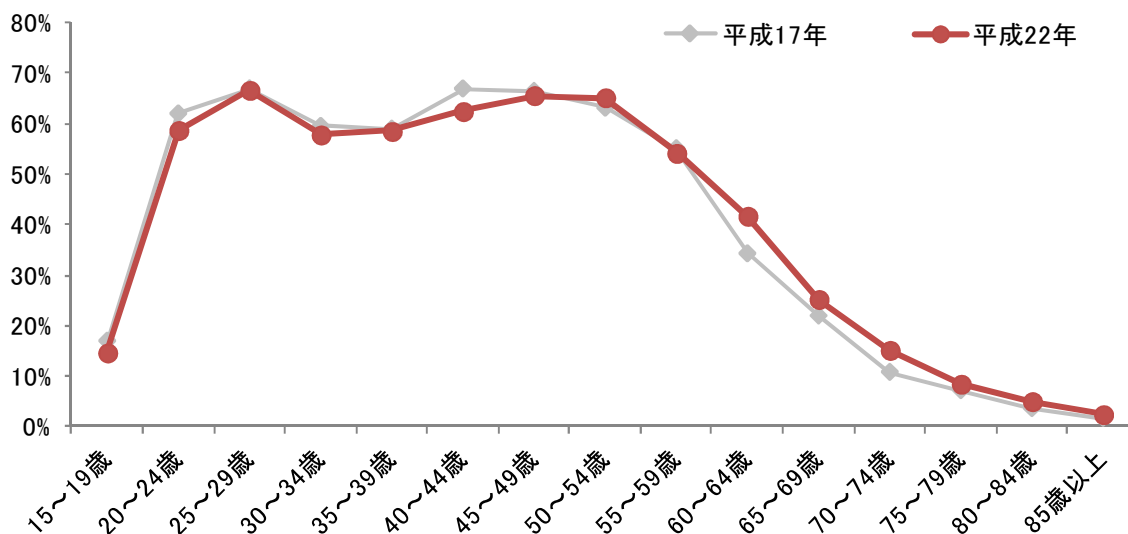
5 就労状況

(1) 女性の労働力率の推移

女性の就労傾向はM字曲線を描いていますが、M字の谷の部分が浅くなっています。

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）の推移をみると、20 代後半をピークに、以降結婚・出産期にあたる 20 代後半 30 代にかけて労働力率が低下するM字曲線を描いていますが、平成 17 年より平成 22 年の方がM字の谷の部分となる部分が浅くなっています。

■あきる野市の女性の労働力率の推移



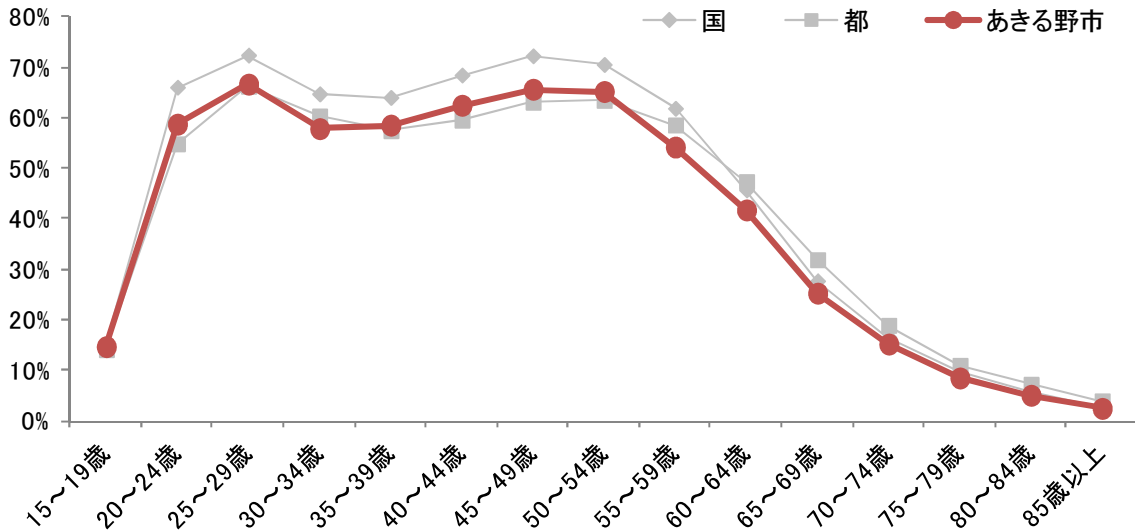
資料：国勢調査（22年）

(2) 女性の労働力率の比較（国・都との比較）

女性の労働力率の状況は国や都と同じ傾向となっています。

女性の労働力率を国や都と比較すると、おおむね国や都と同じ傾向となっています。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年）

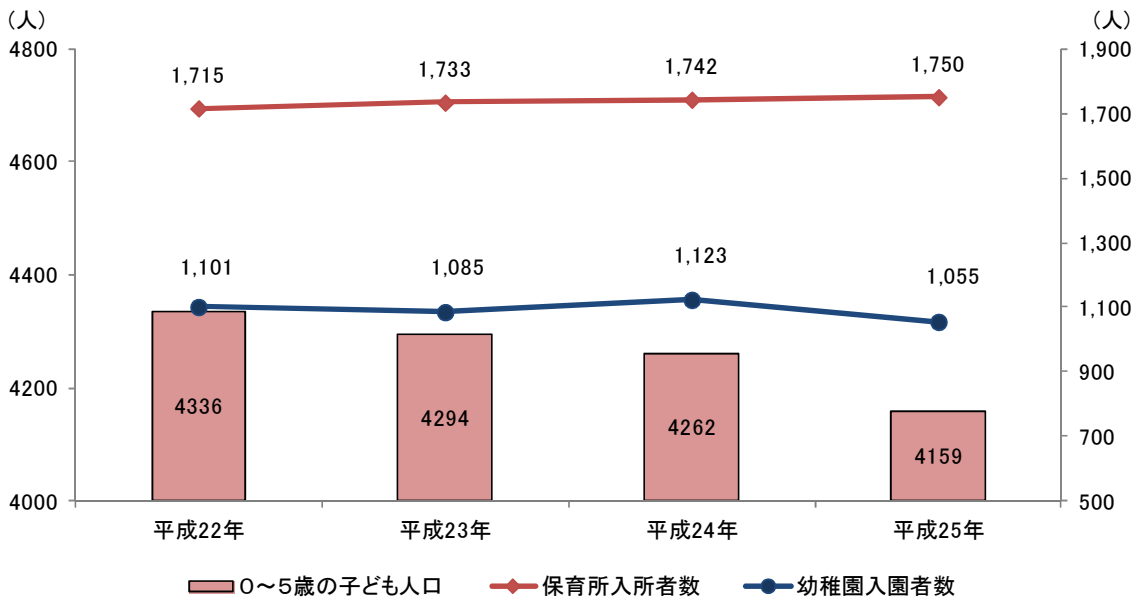
6 あきる野市の幼稚園・保育所等の状況

(1) 0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

子どもの人口は減少していますが、保育所の利用は増加しています。

0～5歳の子どもの人口、幼稚園の入園者数は減少傾向となっていますが、保育所への入所者数は増加傾向となっています。

■0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移（各年4月1日時点、幼稚園は5月1日時点）

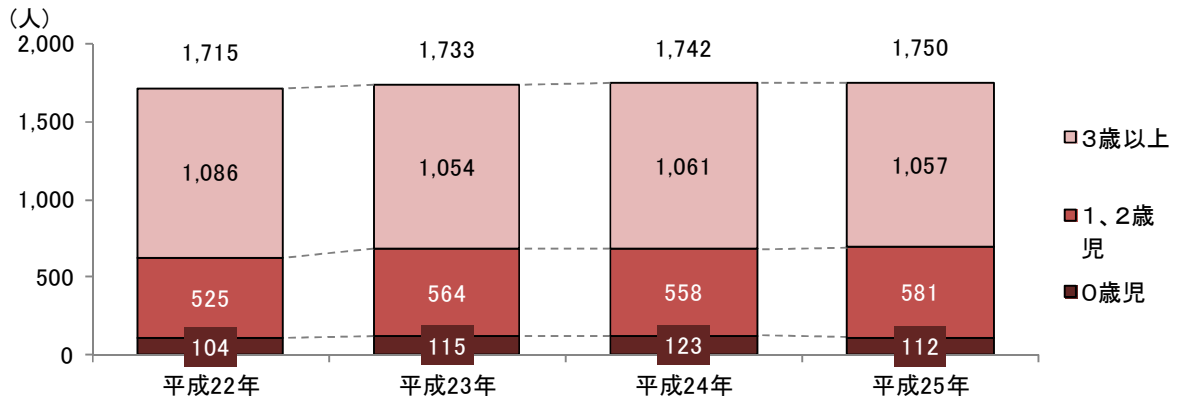


(2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移

保育所の利用のなかでも、3歳未満の利用が増えています。

年齢ごとの保育所入所者数の推移については、0歳児、1、2歳児の入所者数が平成22年以降増加しており、1、2歳児では平成22年から平成25年にかけて56人増加しています。

■年齢ごとの保育所入所者数の推移(各年4月1日)

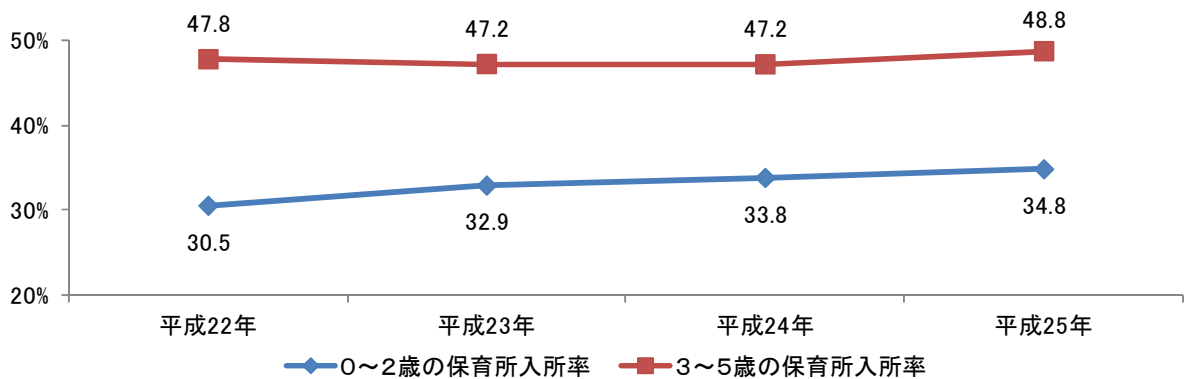


(3) 0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移

保育所の利用のなかでも、0-2歳の子どもの利用が増加しています。

保育所への3-5歳の子どもの入所率については、平成22年以降横ばい傾向となっていますが、0-2歳の子どもの入所率は平成22年以降、1ポイントずつ増加しています。

■0-2歳、3-5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移(各年4月1日時点)



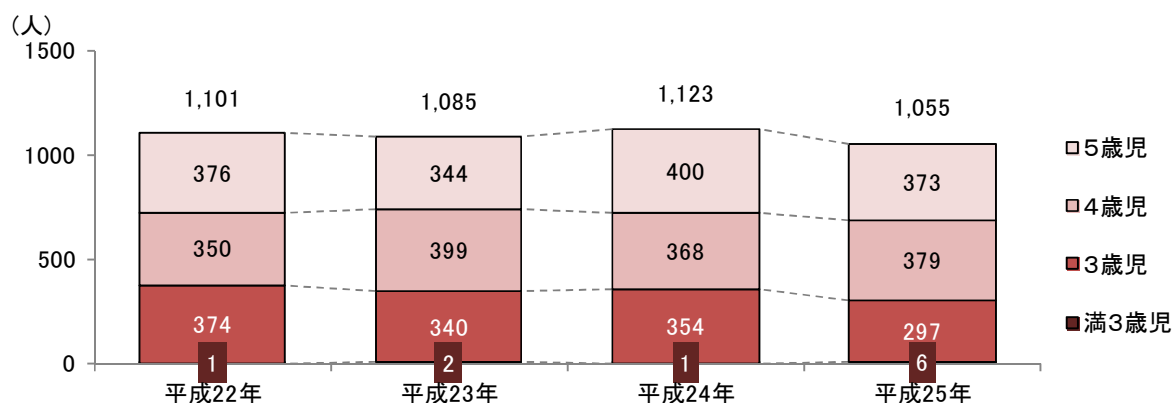
(4) 年齢ごとの幼稚園入園数の推移

幼稚園の利用のなかでも、満3歳児、4歳児の利用が増加しています。

年齢ごとの幼稚園入園数の推移については、全体では、年によって入園者全体の増減はあるものの1,000人を少し上回る程度となっています。年齢別の入園者数をみると、3歳児については、平成22年から平成25年にかけて77人減少しています。その一方で、4歳児は増加傾向となっており、4歳児では平成22年から平成25年にかけて29人増加しています。

また、満3歳児については、平成24年まで1人だったのが、平成25年では6人と大幅に増加しています。

■年齢ごとの幼稚園の利用状況の推移(各年5月1日)

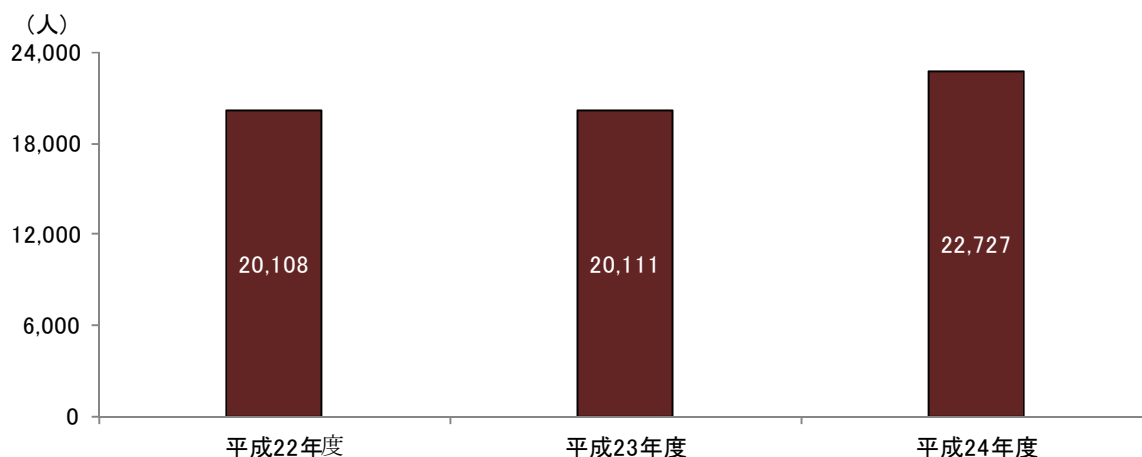


(5) 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

幼稚園の預かり保育の利用は年々増加しています。

幼稚園の預かり保育の年間延利用人数をみると、平成22年度から平成24年度にかけて大きく増加し、約2,600人増で平成24年度では22,727人となっています。

■幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移



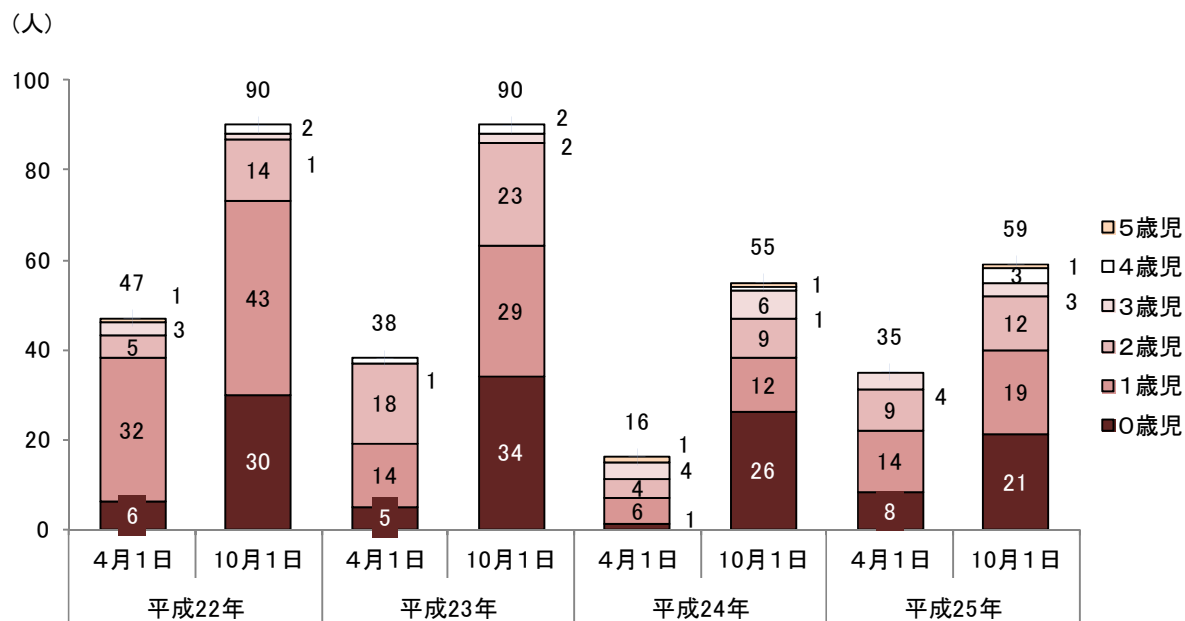
7 あきる野市の保育所・学童クラブの待機児童数の推移

(1) 年齢別保育所の待機児童数の推移

保育所待機児童のなかでも年齢によって待機児童の発生時期が異なります。

保育所の待機児童数の推移についてみると、各年ともに、4月から10月で待機児童数が増加しています。また、年齢別にみると、4月1日時点では1歳児の待機児童数が多くなっていますが、0歳児の待機児童数は、4月1日時点から10月1日時点で大幅な増加となっています。

年齢別保育所の待機児童数の推移（4月1日、10月1日）

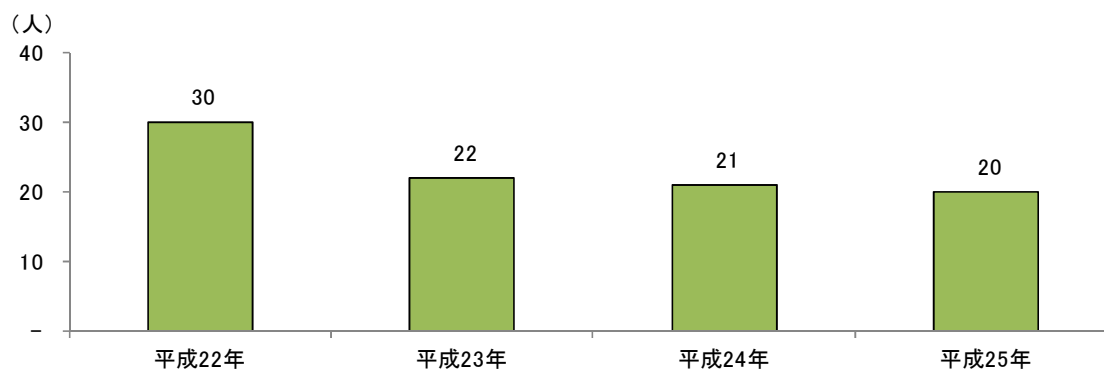


(2) 学童クラブ待機児童者数の推移

学童クラブ待機児童数は、減少傾向となっています。

あきる野市における学童クラブ待機児童数の推移についてみると、平成22年以降減少傾向となっています。

■学童クラブ待機児童数の推移（各年4月1日）



8 主な子育て支援サービス事業の状況

次世代育成支援行動計画で公表している主な保育サービスです。

事業名	項目	計画期間			目標 平成26年度	26年度に対する達成度 (A～D)
		平成22年度	平成23年度	平成24年度		
通常保育事業	定員	1,678人	1,708人※ ¹	1,736人※ ¹	待機児童の解消を目指します。	A
	設置か所数	15か所	15か所	15か所		
	入所児童数※ ²	1,811人	1,809人	1,811人		
	待機児童数※ ³	47人	38人	16人		
延長保育事業	設置か所数	13園	13園	13園	民間保育園で1園1時間の延長保育を実施します。	A
	延利用者数	457人	803人	807人		
休日保育事業	設置か所数	1園	1園	1園	継続実施します。	A
	利用人数	延151人	延164人	延70人		
病児・病後児保育事業	設置か所数	1園	1園	1園	継続実施します。	A
	利用人数	延22人	延8人	延3人		
幼児教育に対する支援事業※ ⁴	定員	1,270人	1,270人	1,270人	継続実施します。	A
	施設数	6園	6園	6園		
	市内児童数	1,006人	982人	1,011人		
	市外児童数	95人	103人	112人		
	市外幼稚園通園児数	66人	60人	56人		
学童クラブ事業	定員	735人	735人	745人	今後も既存公共施設の有効利用などの検討を進め、待機児童の解消に努めます。	A
	設置か所数	13か所	13か所	13か所		
	入所希望者数	785人	846人	859人		
	入所児童数	664人	689人	701人		
	特例利用数	62人	124人	121人		
	待機児童数※ ³	30人	22人	21人		
子育てひろば事業	設置か所数	2か所	3か所	3か所	継続実施します。	A
	相談件数	97件	174件	186件		
	利用人数	-	3,730人※ ⁵	6,114人		
一時預かり事業	設置か所数	11か所	12か所	12か所	継続実施します。	A
	利用人数	延502人	延369人	延437人		
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	実施か所	-	-	-	保護者の要望や状況を確認しながら実施について検討します。	C
	利用人数	-	-	-		
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	定員	10人	10人	10人	継続実施します。	A
	0歳から2歳	5人	5人	5人		
	3歳から5歳	5人	5人	5人		
	実施保育所数	1か所	1か所	1か所		
	利用人数	延132人	延155人	延77人		
ファミリー・サポート・センター事業	設置か所数	1か所	1か所	1か所	継続実施します。会員の増加を推進します。	A
	会員数	499人 提供：155人 依頼：319人 両方：25人	577人 提供：171人 依頼：379人 両方：27人	630人 提供：183人 依頼：419人 両方：28人		
新生児訪問・ こんにちは赤ちゃん 事業	出生者数	681人	655人	622人	訪問指導員(民生委員等)により乳幼児家庭全戸訪問を実施します。	A
	新生児訪問	257人	296人	389人		
	こんにちは赤ちゃん訪問	372人	337人	223人		

※¹ H23年度は神明保育園、よつぎ第二保育園、東秋留保育園で各10人の定員増。H24年度は建替えにより東秋留保育園で20人、光明第六保育園で8名の定員増

※² 各年3月1日時点の人数

※³ 通常保育事業、学童クラブ事業の待機児童数は4/1時点の人数になっています。

H25.4.1時点の待機児童数は通常保育事業35人、学童クラブ事業20人、特例利用数118人

※⁴ 幼児教育に対する支援事業の児童数等のデータは5/1時点の人数になっています。

H25.5.1時点の市内児童数933人、市外児童数122人、市外幼稚園通園児数47人

※⁵ 平成23年9月子育てひろばいつかいちを開設したための利用者増

9 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて子ども・子育てに関する生活実態とご意見ご要望を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

(2) 実施概要

- 調査地域：市全域
- 調査対象者：市内在住の0～5歳(平成25年4月1日現在年齢)の児童の保護者（就学前児童調査）市内在住の「小学生1～4年生の児童」保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）2,000人、小学生（1年生～4年生）1,000人の合計3,000人を無作為抽出
- 調査期間：平成25年10月7日～10月25日
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000	913	45.6%
小学生児童	1,000	435	43.5%
合計	3,000	1,348	44.9%

●グラフの見方

○回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。

○複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

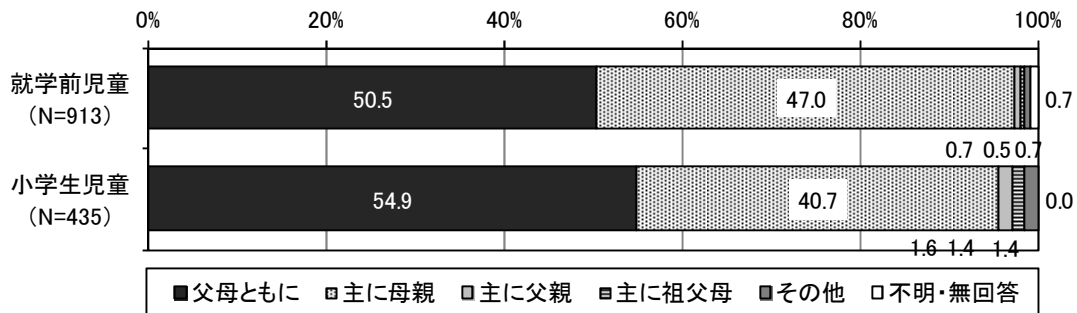
○図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

○図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(3) 結果概要

①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で50.5%、小学生児童で54.9%と最も高く、次いで、「主に母親」が就学前児童で47.0%、小学生児童で40.7%となっています。

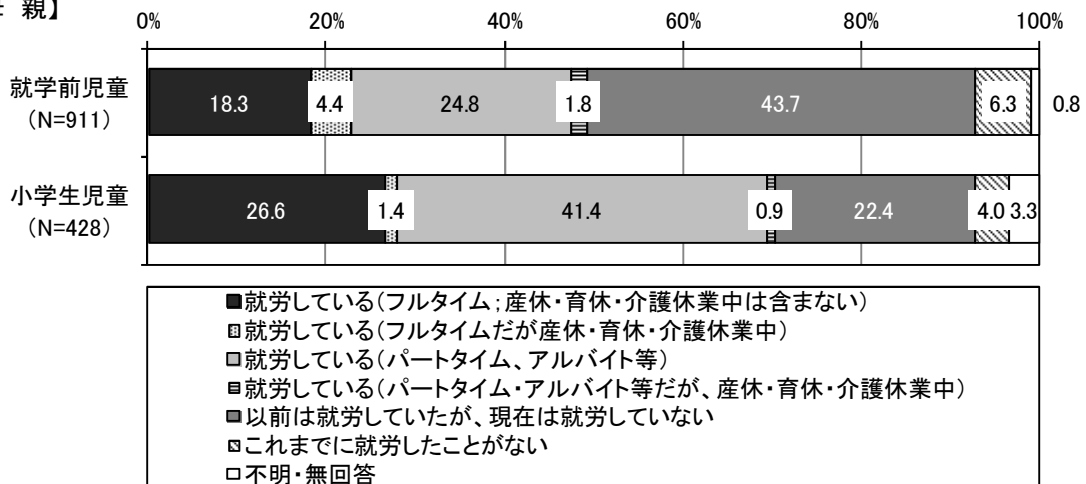


②保護者の就労状況〈単数回答〉

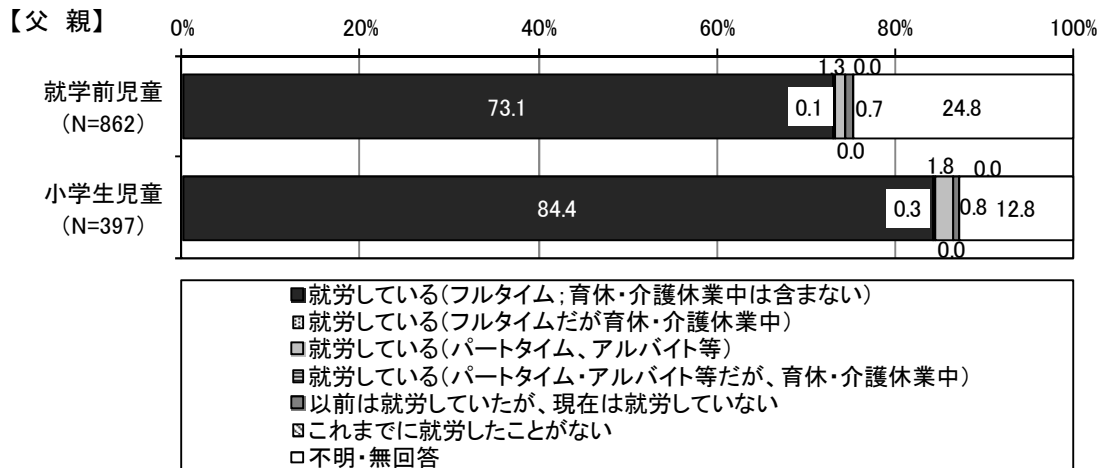
母親の就労状況についてみると、就学前児童では『就労している』が49.3%、『就労していない(以前は就労していたが、現在は就労していない+これまでに就労したことがない)』が50.0%となっていますが、小学生児童では『就労している』が70.3%となっており、就労をしている母親が多くなっています。加えて、「以前は就労していたが、現在は就労していない」については就学前児童では43.7%であるのに対し、小学生児童では22.4%と大きく減少しており、子どもの年齢によって、母親の就労状況が異なることがうかがえます。

父親では、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が回答の大半を占めています。

【母親】



※父子家庭は除く

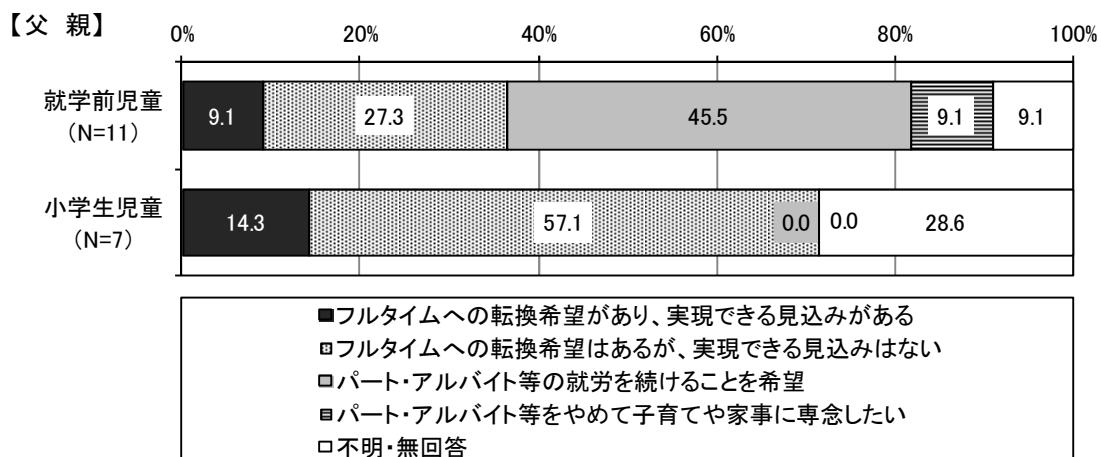
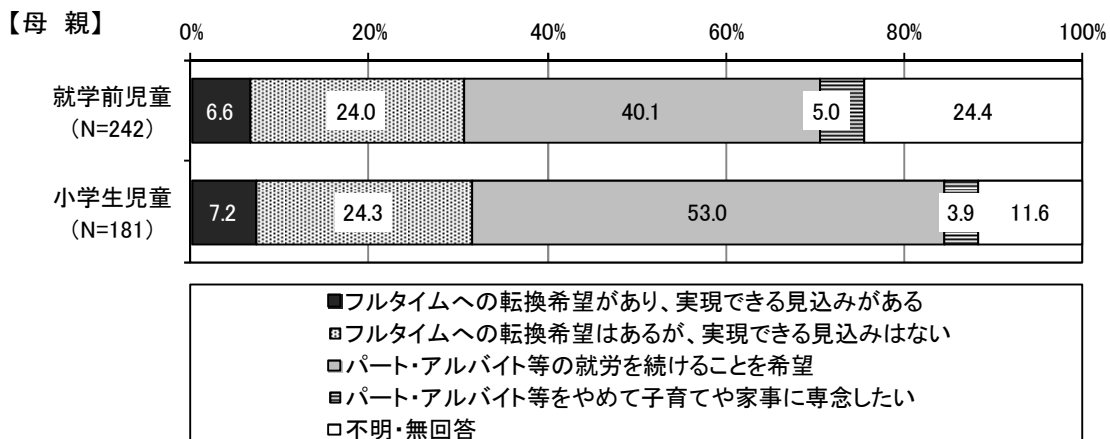


※母子家庭は除く

* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

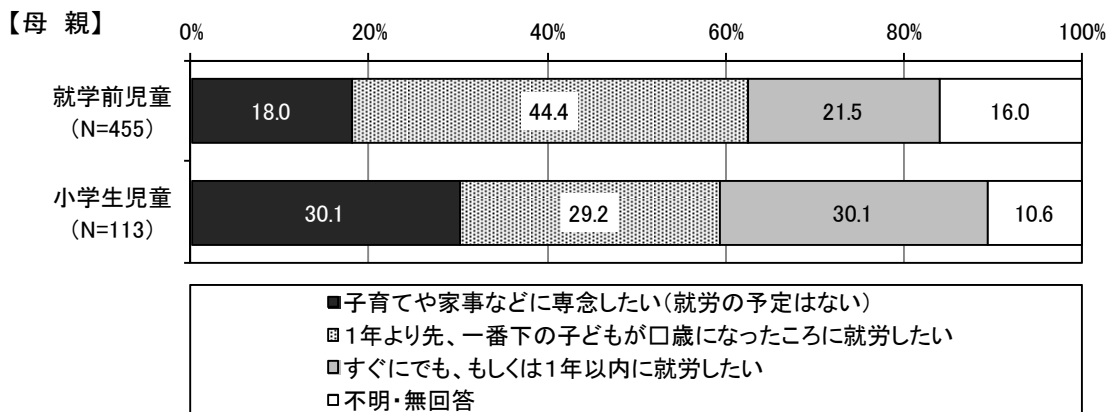
③パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望〈単数回答〉

パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望についてみると、母親では「パートタイム・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で40.1%、小学生児童で53.0%と最も高くなっています。



④現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

現在就労していない方の就労希望についてみると、母親では就学前児童で「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が44.4%、小学生児童で「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と子育てや家事などに専念したい(就労の予定がない)が30.1%と最も高くなっています。



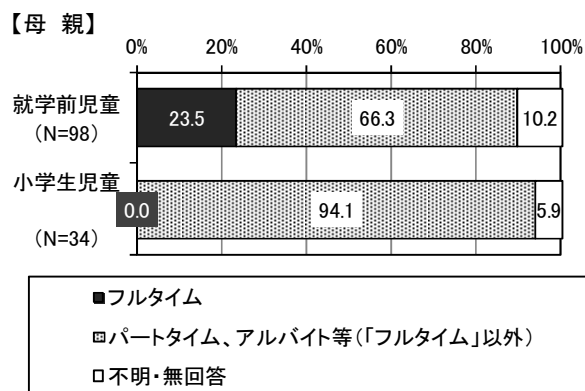
【父親】 就労したいという希望	就学前児童 N=6		小学生児童 N=3	
	件数	%	件数	%
子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	0	0.0	0	0.0
1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい	1	33.3	1	33.3
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	1	33.3	1	33.3
不明・無回答	1	33.3	1	33.3

④-1 希望する就労形態〈単数回答〉

《「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選んだ方》

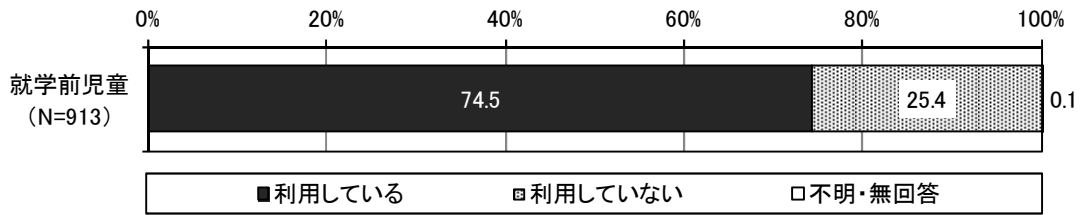
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい方の希望する就労形態についてみると、母親では就学前児童、小学生児童ともに「パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外)」が66.3%、94.1%と最も高くなっています。

父親では「フルタイム」への回答が1件、小学生児童では「パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外)」に1件の回答がありました。



⑤現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が74.5%と回答の大半を占めています。



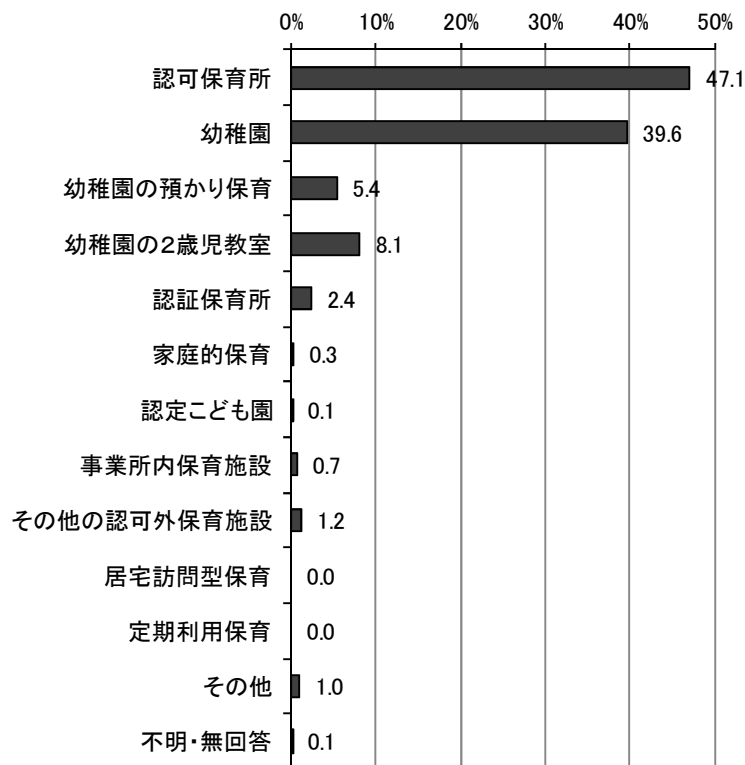
*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育所など、(1)－1に示す事業が含まれる。

⑤－1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

《「利用している」を選んだ方》

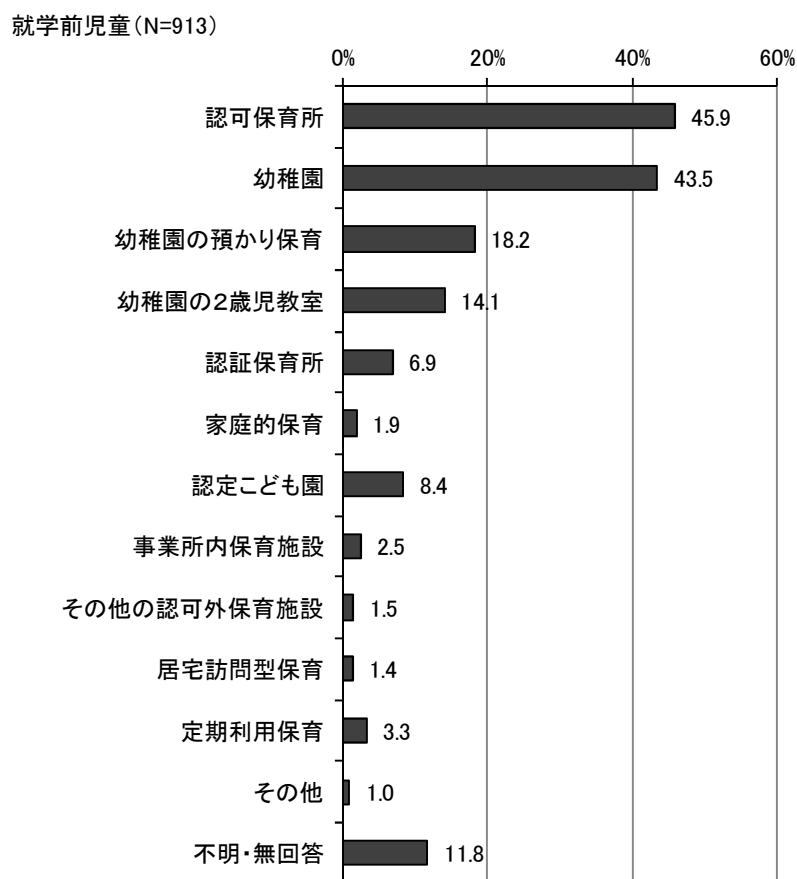
平日に利用している教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が47.1%、「幼稚園」が39.6%と回答の大半を占めています。

就学前児童(N=680)



⑥現在の利用の有無にかかわらず、今後、平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が45.9%、「幼稚園」が43.5%とあわせて8割以上となっており、回答の大半を占めています。また、「幼稚園の預かり保育」が18.2%、「幼稚園の2歳児教室」が14.1%と次いで回答が高くなっています。

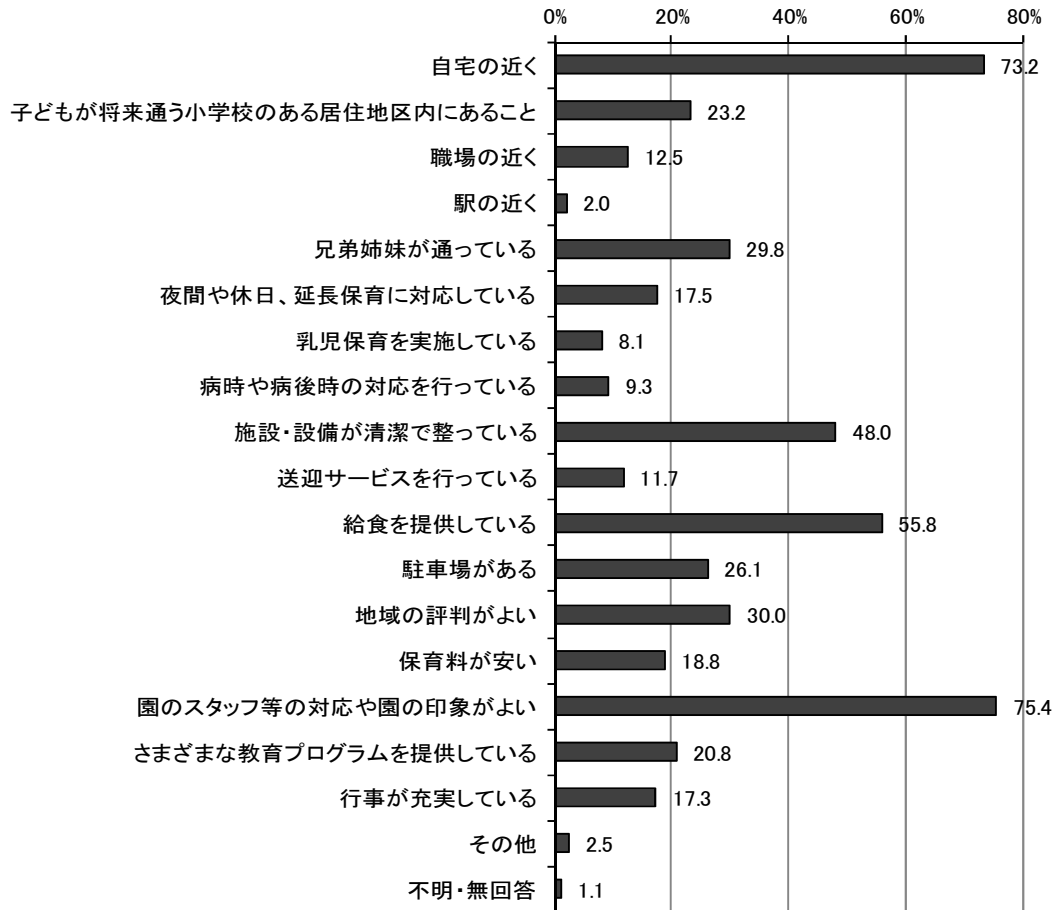


*事業の利用には一定の利用者負担が発生する

⑦教育・保育事業を選ぶ際に重視する点〈複数回答〉

教育・保育事業を選ぶ際に重視する点についてみると、「園のスタッフ等の対応や園の印象がよい」、「自宅の近く」が7割以上となっていますが、「給食を提供している」、「施設・設備が清潔で整っている」の回答も高くなっています。

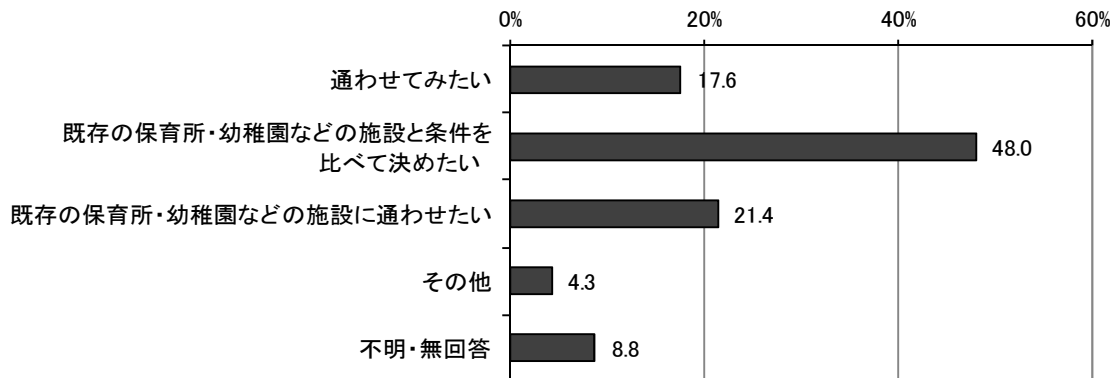
就学前児童(N=913)



⑧認定こども園の利用意向〈単数回答〉

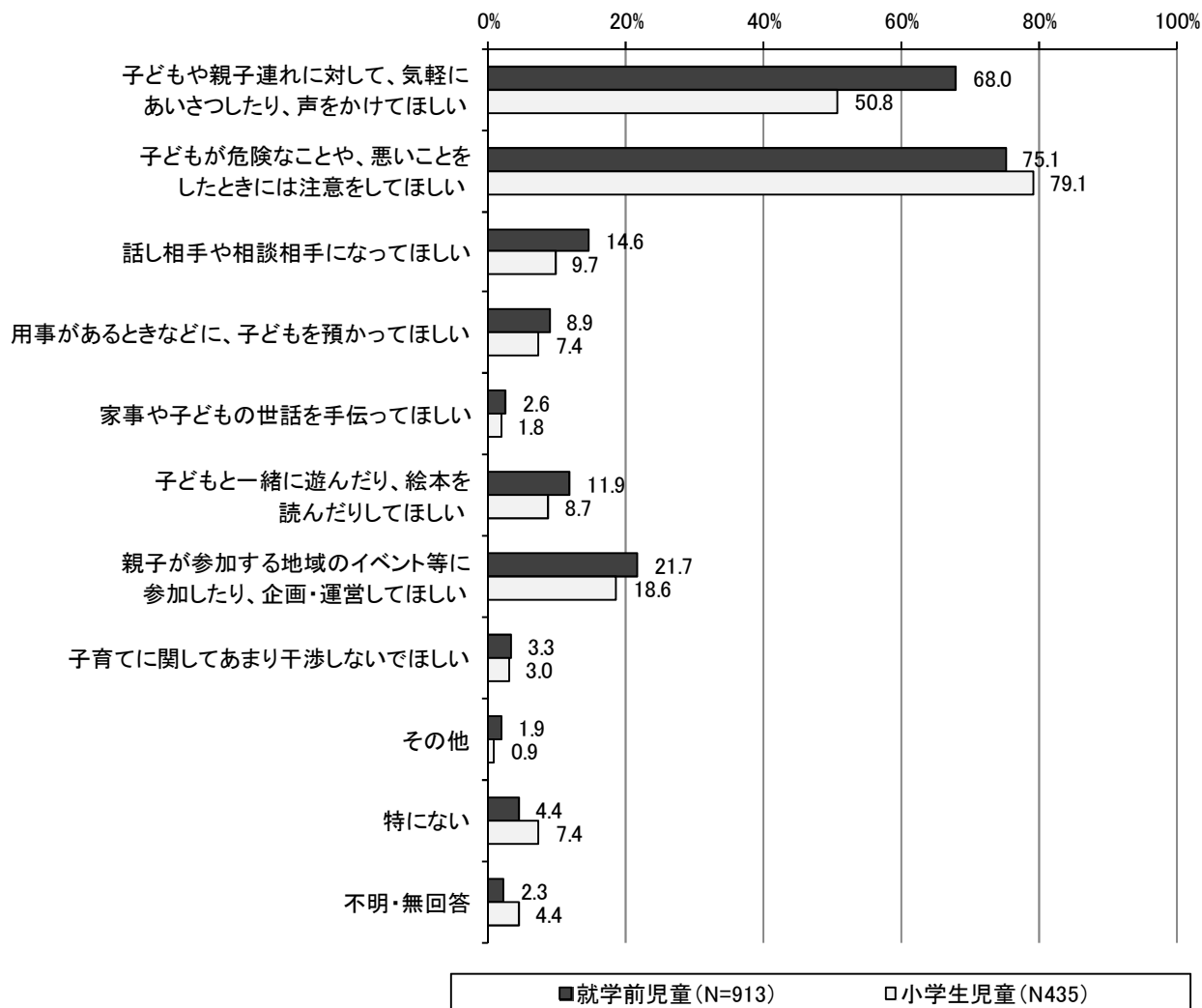
認定こども園の利用意向については、「既存の保育所・幼稚園などの施設と条件を比べて決めたい」が48.0%と最も高くなっています。

就学前児童(N=913)



⑨子育てに関して、地域の人に望むこと〈複数回答〉

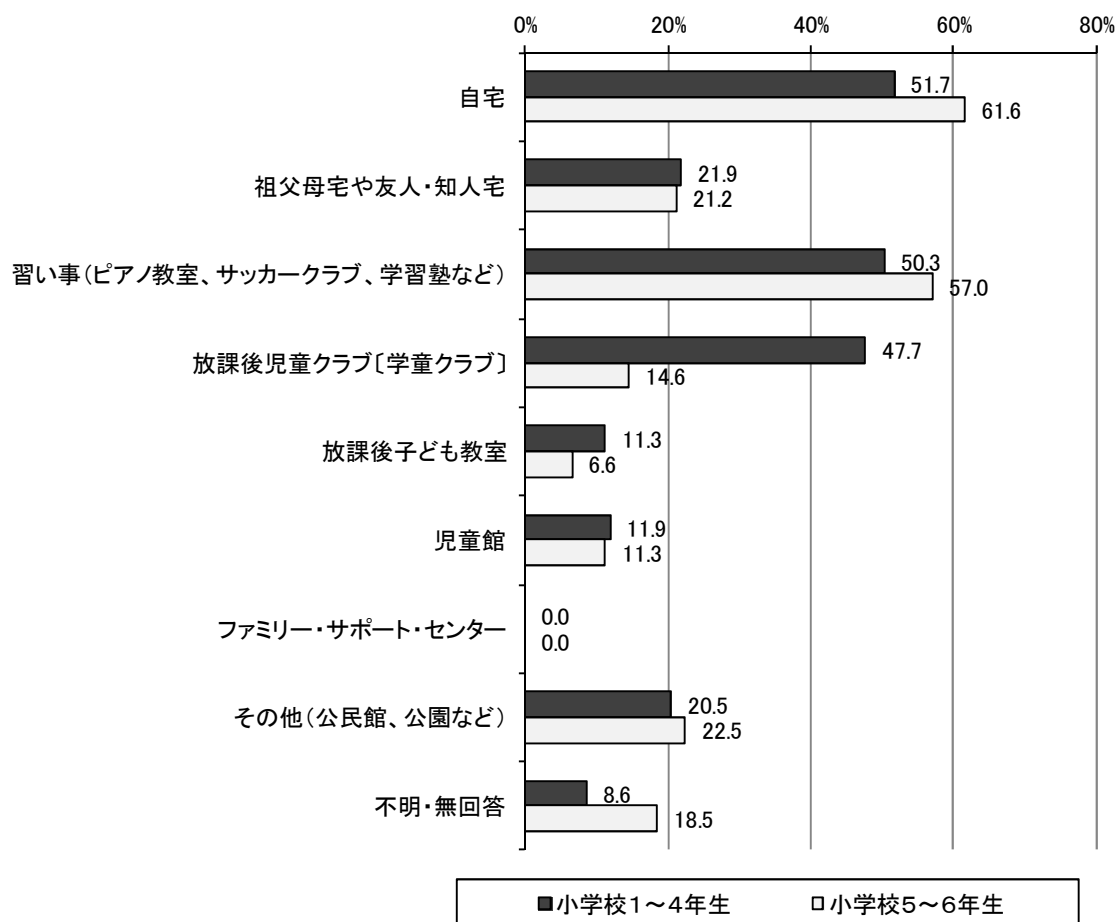
子育てに関して、地域の人に望むことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意してほしい」がそれぞれ75.1%、79.1%と7割を超えて最も高く、次いで「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけてほしい」がそれぞれ68.0%、50.8%と5割以上となっています。



⑩ 小学校1～4年生、小学校5～6年生のうちは、それぞれ放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉〈就学前児童調査〉

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、小学校1～4年生、小学校5～6年生ともに「自宅」「習い事」が高くなっていますが、いずれも、小学校5～6年生での回答が小学校1～4年生での回答を上回っています。また、小学校1～4年生での過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が47.7%と特に高くなっていますが、小学校5～6年生では14.6%と大幅に少なくなっています。

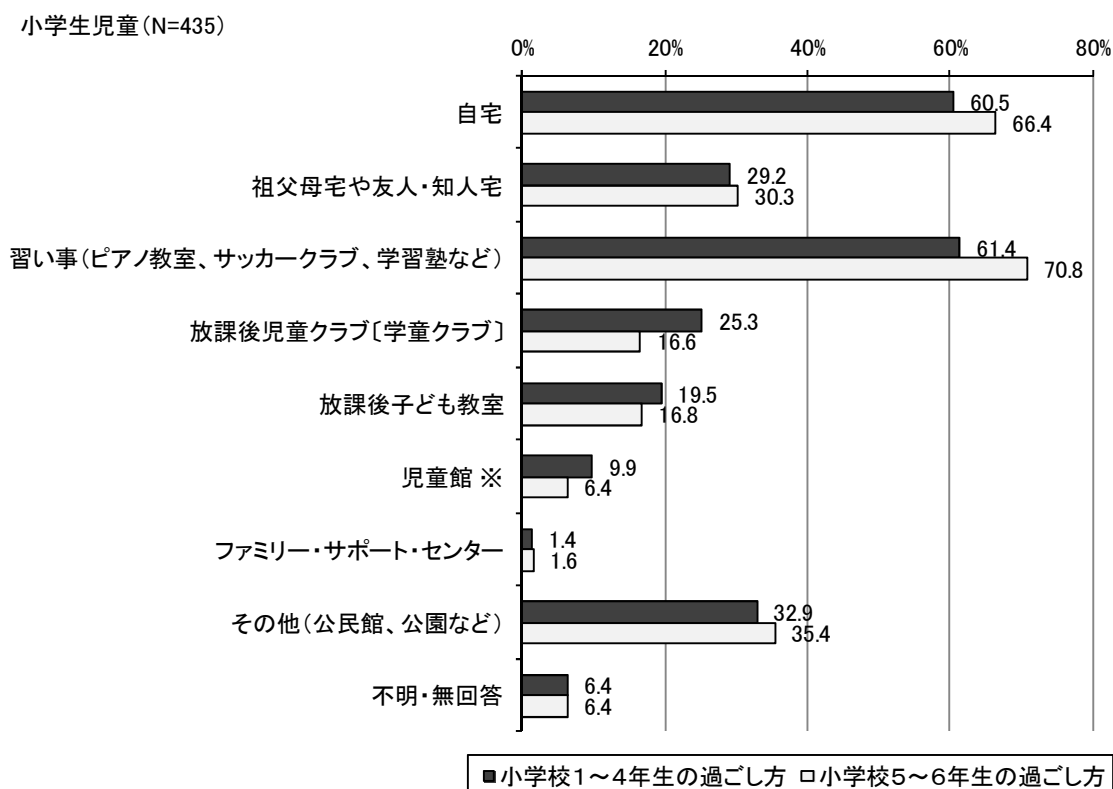
就学前児童(N=151)



⑪小学校1～4年、5～6年生での、放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉〈小学生児童調査〉

放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、小学校1～4年、5～6年生ともに「習い事」が61.4%、70.8%と最も高く、次いで「自宅」が60.5%、66.4%となっています。

また、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」の利用については、小学校1～4年が25.3%とで小学校5～6年生の16.6%を8.7ポイント上回っています。

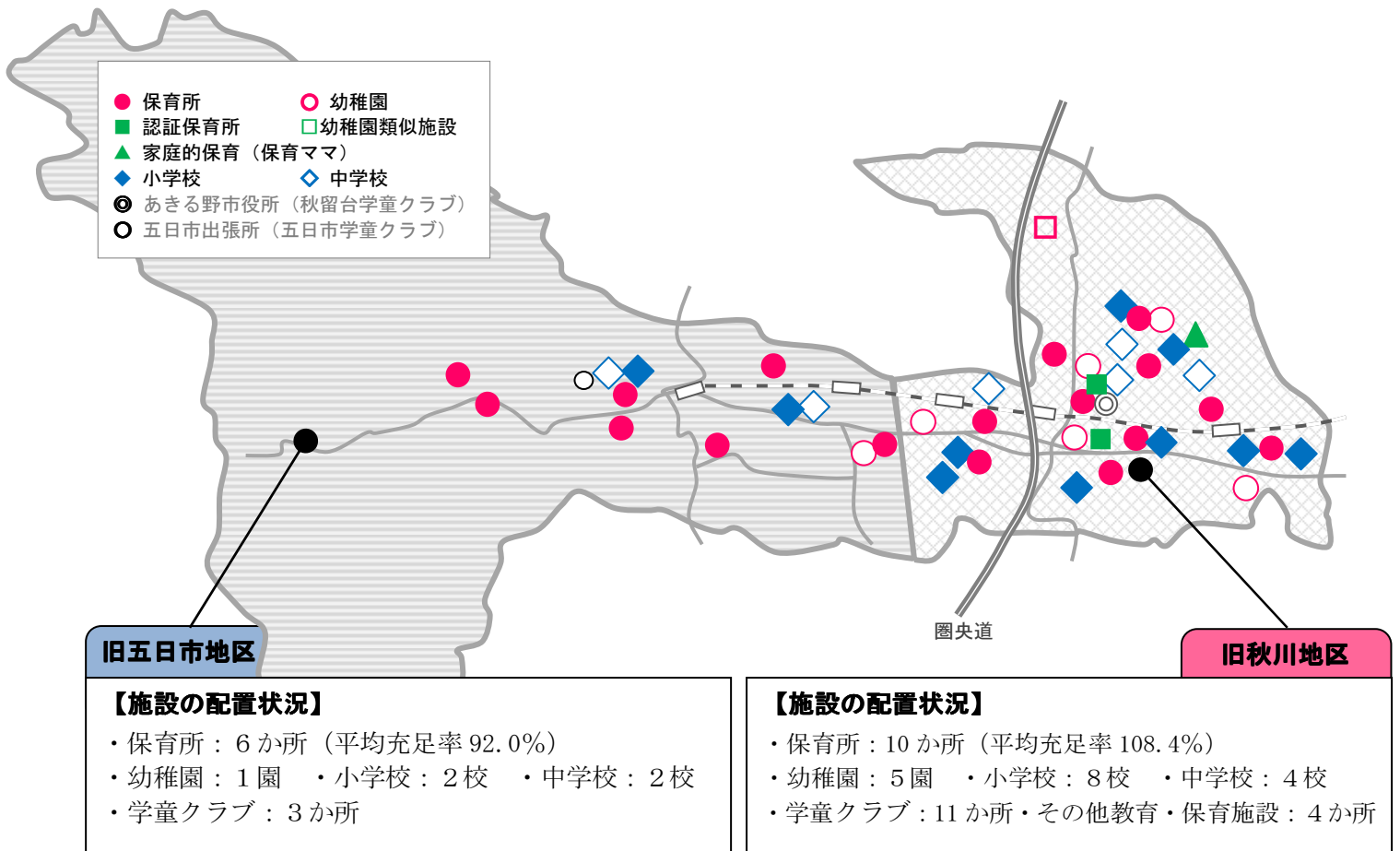


第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供区域の設定

市は、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、本市は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

■あきる野市の子育て資源



2 幼児期の学校教育・保育

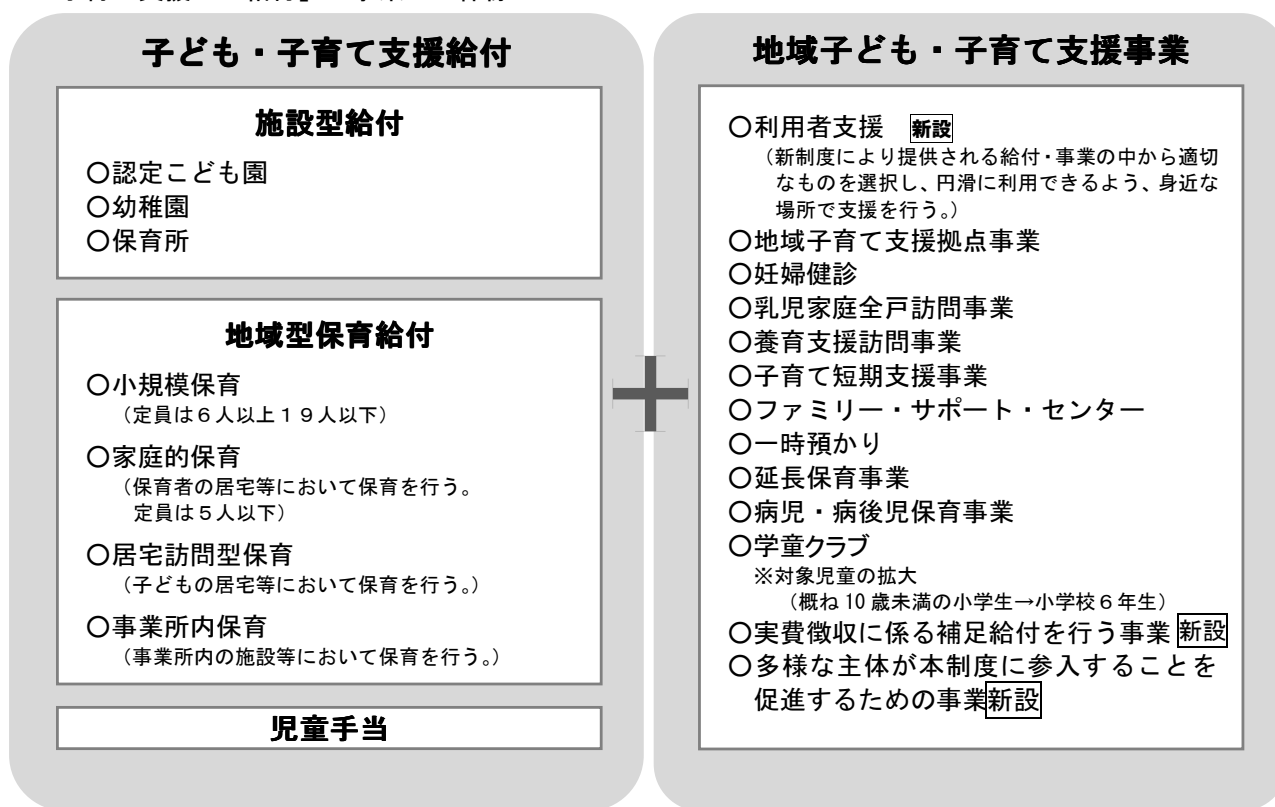
(1) 前提となる事項

市では、市内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下の3つの区分で認定します。

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



(2) 需要量の見込み

計画期間（平成 27 年度から平成 31 年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

■平成 25 年度の保育・教育の状況 0～5歳人口:4,159 人(平成 25 年4月1日時点)

幼稚園等利用者数(%) 3～5歳 ※5/1 時点	保育所等利用者数	
	3～5歳	0～2歳
	1,088 人	737 人
	保育所等利用者数(%)0～5歳	
1,004 人 (24.14%)	1,825 人 (43.88%)	

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容及び実施時期」

※掲載イメージ

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人
②確保 の内容	認定子ども園、 保育園(教育・保育施設)	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人
	地域型保育事業			●人			●人		●人
②-①	0	0	-10人	0	0	0	0	0	0

	平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)
①量の見込(必要利用定員総数)	●人	●人	●人	●人	●人	●人
②確保 の内容	認定子ども園、 保育園(教育・保育施設)	●人	●人	●人	●人	●人
	地域型保育事業			●人		●人
②-①	0	0	▲100 人	0	0	▲20人

3 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援に関する事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うこととともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業で、利用希望を把握し、身近な場所でサービスが受けられるように把握した目標量および確保の内容を設定していきます。

現在、市では「るのキッズ通信」や「るのキッズメール」などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所
②確保の内容	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴う、保育時間帯のニーズを把握し、目標事業量を設定していきます。

現在、市では勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■延長保育の実施箇所数

実施時間	公立保育所	私立保育所
午後7時00分までの延長保育	2か所	9か所
午後7時15分までの延長保育	—	2か所
計	2か所	11か所

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	●人	●人	●人	●人	●人
②確保の内容	●人 ●か所	●人 ●か所	●人 ●か所	●人 ●か所	●人 ●か所

(3) 学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置されています。市は、設定した「量の見込み」に対応できるよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■学童クラブ実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入会者数(4月1日時点)	667人	689人	701人
設置箇所数	13か所	13か所	13か所

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(1～4年生)	●人	●人	●人	●人	●人
②確保の内容	●人	●人	●人	●人	●人
①量の見込(5、6年生)	●人	●人	●人	●人	●人
②確保の内容	●人	●人	●人	●人	●人

(4) 子育て短期支援事業

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育を一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりする事業です。

市ではショートステイ事業を児童福祉施設「東京恵明学園」(所在地：青梅市)で、宿泊を含めた事業を行っています。トワイライトステイは夕方から夜間にかけて預かりを行う事業で市では現在、実施していません。ニーズ量に合わせたサービスについて定めます。

■ショートステイ事業実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年間利用者数	延べ132人	延べ152人	延べ77人
設置箇所数	1か所	1か所	1か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
②確保の内容	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定めます。

■新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
出生者数	681 人	655 人	622 人
新生児訪問	257 人	296 人	389 人
こんには赤ちゃん訪問	372 人	337 人	223 人
訪問率(%)	92.4%	96.6%	98.4%

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(訪問件数)	●件	●件	●件	●件	●件
②量の見込(訪問率)	●%	●%	●%	●%	●%
③確保の内容	実施体制:● 人 実施機関:● 保健センター 委託団体等: ●協会	実施体制:● 人 実施機関:● 保健センター 委託団体等: ●協会	実施体制:● 人 実施機関:● 保健センター 委託団体等: ●協会	実施体制:● 人 実施機関:● 保健センター 委託団体等: ●協会	実施体制:● 人 実施機関:● 保健センター 委託団体等: ●協会

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童地域対策協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行う事業です。関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専門的相談支援	29 件	34 件	16 件
育児支援ヘルパー派遣	0 件	23 件	18 件
要保護児童対策協議会代表者会議	2 回	2 回	2 回
要保護児童対策協議会実務者会議	3 回	3 回	3 回
要保護児童対策協議会個別ケース検討会議	17 回	20 回	12 回

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業で、市では子育てひろばを3ヶ所（子育てひろば秋川あすなろ、子育てひろばいつかいち、子育てひろばにしあきる）で子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講習会などを実施しています。利用者希望数、利用実績等を勘案して、適切な事業目標量を定めます。

■地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	97 件	174 件	186 件
利用者数 ※	—	3,730 人	6,114 人
設置箇所数	2 か所	3 か所	3 か所

※利用者数は親子の合計人数となっています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点事業(機能強化型)					
①量の見込	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
②確保の内容	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)
②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と就学前までの児童（主に0から2歳まで）を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに保育所でお子さんをお預かりする一時預かり事業です。利用希望量を勘案し適切な目標事業量を定めます。

■幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	延べ 20,108 人	延べ 20,111 人	延べ 22,727 人
設置箇所数	6 か所	6 か所	6 か所

■一時預かり事業実績 ※その他の事業に該当

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	延べ 502 人	延べ 369 人	延べ 437 人
設置箇所数	11 か所	12 か所	12 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

一時預かり(預かり保育)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	①1号認定による利用	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
	②2号認定による利用	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
	③その他	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
②確保の内容		●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)
②-①		0	0	0	0	0

(9) 病児・病後児保育事業

病時・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所等に併設している病後児保育室で預かる事業です。市ではこのうち「病後児保育事業」を行っています。「病児保育事業」は実施していません。ニーズに合わせた利用希望量を勘案し適切な目標事業量と「病児保育事業」の実施について検討をします。

■病後児保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	延べ 22 人	延べ 8 人	延べ 3 人
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(病後児保育)	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
②実施箇所数	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所
①量の見込(病児保育)	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日
②実施箇所数	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所

(10) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。利用実績に基づき適切な目標事業量を定めます。

■ファミリー・サポート・センター事業

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会員数	499 人 提供:155 人 依頼:319 人 両方:25 人	577 人 提供:171 人 依頼:379 人 両方:27 人	630 人 提供:183 人 依頼:349 人 両方:28 人
利用件数	1,552 件	1,619 件	2,001 件
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ファミリー・サポート・センター事業					
①量の見込	●人日	●人日	●人日	●人日	●人日

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。市では妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14 回までの公費助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	●人 (健診回数)	●人 (健診回数)	●人 (健診回数)	●人 (健診回数)	●人 (健診回数)
②確保の内容	実施場所	●か所	●か所	●か所	●か所
	実施体制	●人	●人	●人	●人
	検査項目	●項目	●項目	●項目	●項目
	実施時期	●～●	●～●	●～●	●～●

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進策、幼保小の連携の取り組みの推進等に関する事を記載します。

国の考え方

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

第5章 計画のその他の事項

子ども・子育て支援事業計画の任意の記載事項に加え、あきる野市次世代育成支援行動計画の評価を踏まえた子育て支援施策も掲載をします（市の諸計画において実施している内容は除きます）。

任意の記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、教育・保育施設、地域型保育事業を円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供等を実施します。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都が行う施策との連携

児童虐待の予防・防止対策の充実、障害児等の特別の支援を要する子どもへの施策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進等、東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の施策に関連する各機関や団体との連携を進めます。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

仕事と家庭生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、東京都、市内の事業所、関連する各種団体と連携しながら、市の実情を踏まえた取り組みを進めます。

あきる野市次世代育成支援行動計画から継続予定の施策及び事業一覧

項目	事業
1	地域における子育ての支援
	(1) 子育て支援サービスの充実
	<ul style="list-style-type: none"> 幼児クラブ 児童館の整備、事業内容の充実 放課後子ども教室 幼稚園における就園前児童の子育て支援事業
	(2) 保育サービスの充実
	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園の園庭開放 障がい児保育事業
	(3) 子育て支援のネットワークづくり
	<ul style="list-style-type: none"> 子育て関連情報提供の推進 子育てグループ等への支援 保育所・幼稚園地域活動 保育所・幼稚園・児童館における子育て相談の充実
2	子どもの成長を通じた健康づくり
	(1) 母と子の健康の維持・増進
	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の交付 母親学級(母性科、育児科) 訪問指導 育児相談・一般相談
3	子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備
	(1) 次代の親の教育
	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する意識についての啓発活動の推進 保育園・幼稚園・学校との連携 幼児教育に対する支援
4	子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備
	(1) ひとり親家庭等への支援の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 児童育成手当の支給 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭医療費の助成 東京都母子福祉資金 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭高等技能訓練促進費事業 母子・女性相談
	(2) 子ども等の安全の確保
	子どもの安全の確保

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携と協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「あきる野市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。